

令和5年度

農業排水対策実績書

令和6年3月

滋賀県農政水産部

目 次

1 令和5年度農業排水対策の概要	1
(1) 対策の目的	
(2) 対策の概要	
2 令和5年度農業排水対策の実績	
(1) 啓発・営農対策等	
ア 農業排水対策の啓発推進	3
イ 環境こだわり農業の推進	14
ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	15
(2) 施設整備等	
ア 農業排水循環利用促進事業	18
イ 水質保全対策事業	20
(3) 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果	
ア 令和5年の透視度調査結果	21
イ 透視度の経年変化	25
ウ 長期的な透視度の変化	25
エ 主要河川別の透視度の推移	27
オ 今後の対策	28
(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル	29
【参考】	
これまで実施してきた農業排水対策の経過	33
各地域における啓発等	34

1 令和5年度農業排水対策の概要

(1) 対策の目的

代かき・田植え時期における農業濁水の発生については、これまでの対策により長期的には改善傾向にあるが、依然として琵琶湖へ濁水が流入している。このため、引き続き対策に努め、目に見える改善を目指す。

(2) 対策の概要

ア 啓発・営農対策等

(ア) 農業排水対策の啓発推進

関係機関および団体が一体となって、啓発巡回の実施、推進会議の開催、有線放送・啓発リーフレット等による啓発活動を実施するとともに、これまでに濁水軽減の効果が確認された営農技術（特に適正な入水量による浅水代かき）や、あぜ塗り等のほ場管理について推進した。例年同様、各地域で重点地域を設定し活動を実施した。

(イ) 環境こだわり農業の推進

県が認証する「環境こだわり農産物」のうち、水稲については、「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。

(ウ) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地・農業用施設等を守ることを目的として、県内各地域（集落）において資源向上の「共同活動」に取り組みされており、その活動の一つとして、農業排水対策の取組が必須となっている。

令和5年度は、資源向上の共同活動が468組織で本県の農振農用地面積の約7割に相当する面積約34,268haの農振農用地で取り組まれた。

イ 施設整備等

(ア) 農業排水循環利用促進事業

農業排水の琵琶湖への流入を抑制するため、既存の循環かんがい施設や反復利用施設などを活用して排水の循環利用を促進する取組であり、散在性ゴミ、草・藻類などの流入物の除去処分や機器のメンテナンスなど、取組によって生じる掛かり増し経費に対する支援を行うものである。

令和5年度は、取組を実施した5地区の協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）に対して支援を行い、約694万 m^3 の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した。

(イ) 水質保全対策事業（県営みずすまし事業）

流域の状況に応じて、発生源対策や再利用対策、浄化対策を組み合わせた複合的な

農業排水対策を実施するための施設整備と、その管理体制の整備を行うものであり、令和5年度は、白鳥川中流Ⅱ期地区（白鳥川流域）および高月西阿閉地区（余呉川流域）において事業を実施した。

2 令和5年度農業排水対策の実績

(1) 啓発・営農対策等

ア 農業排水対策の啓発推進

(ア) 普及啓発活動

今年度については、各地域の農業排水対策啓発推進会議等で連携をとりながら、県、市町、農業団体がそれぞれ普及啓発会議、各種研修会、有線放送、広報やチラシなどにより、啓発活動を行った。

県域および地域における啓発活動の概要は、表1のとおりである。

表1 農業排水対策啓発活動の実施状況

区分	実施時期	普及啓発等実施概要	関係機関
農業排水対策担当者会議	R5. 12. 14	農業排水対策について ①令和5年度の透視度調査結果について ②令和5年度の各地域の指導状況 ③世代をつなぐまると保全向上対策の透視度調査結果について	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所 JA中央会
各地域農業排水対策普及啓発推進会議	R5. 2 ～ R6. 3	①令和5年度各地域での推進計画について ②普及啓発活動の展開について等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA等
農業排水対策研修会等	R5. 2 ～ R6. 3	県および関係団体による地域ごとの研修会等の開催 ①集落指導者等に対する研修会 ②地域農業センターによる意見交換会 ③農業組合長会議等 ④普及組織等による農談会等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA 各地域農業センター
啓発資材の作成等	R5. 2 ～ R6. 3	①啓発チラシ53,000部 (図1・全農家配布) ②普及センターだより等広報誌、有線放送等による啓発 ③農業排水対策実績書	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所

農業者の皆様へ

ストップ

STOP! 農業濁水



琵琶湖を大切に守り、次の世代に引き継いでいくため農業者の皆様の更なるご配慮をお願いします。

田植えまでの4STEP

- ①均平作業
 - ていねいな均平化で、後の浅水代かきや水管理をしやすい
 - 除草剤の効果もアップ
- ②漏水防止
 - 畦周りの点検、補修
 - 排水口には止水板を設置
- ③適量入水で浅水代かき
 - 地域で計画的に水管理
 - 水を入れすぎず、土が7～8割見える程度に
 - 浮いたごみは除去
- ④落水なしの移植
 - やや深くても、回転マーカのラインは見えます

田植えの前に降雨等で深水になっても田植え直前に落水しない!

導入を奨励してください

- 自動直進田植機: GPS搭載で自動走行
- 石高資材: 土壌粒子を凝集沈殿

回転マーカのラインが見えない深でも落水なしで、田植えが可成です!

代かき後に散布すれば、溜んだ水となり、オーバーフローすることがあっても、影響を小さくできます。

【参考】県のホームページ
『農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書)』などを掲載しています!
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303205.html>

併せて STOP! 農業系廃プラスチック

農業系廃プラスチックは、産業廃棄物として『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、農業者自らの責任で適切に処理する義務があります!

※不法投棄や野焼きは罰則の対象となります。地域の回収方法を確認しましょう。

- ①フラごみ 流出防止
 - 肥料袋、おぼろ紙、シート等は風で飛ばないようにしましょう
 - 一般プラスチック(レジ袋、ペットボトル等)も併せて注意
- ②被膜殻の 流出防止
 - 緩効性肥料の被膜殻がまき場から流れないようにしましょう※
 - 代かきや田植え前に被膜殻を洗い流さない水管理をしましょう
 - 本田を確認し、移植前を中心に晴ですくう等、被膜殻を回収してください

※環境保全型農業直接支払交付金の「緩効性肥料の利用および長期中干し」取組の交付要件でもあるよ。

「硫黄コート」「ウレアホルム」などプラスチック製被膜を使用しない肥料への切り替えも検討してね。

県では、玄米・小麦(実肥あり)の収穫・品時が従来の肥料とほぼ同等であることを確認しています。

環境マーク
キョウワ
マーク

県では、環境こだわり農業の推進と世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、地域での濁水防止の取組を支援しています。

また、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(令和3年4月1日施行)」(愛称「しがの農業みらい条例」)に基づき、農業濁水の流出防止対策および農業系廃プラスチックの排出抑制を強化していきます。

環境こだわり農業物
農業・化学肥料
通常の5割以下
びわ湖にやさしい
滋賀県認証
環境こだわり農業マーク

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
Tel 077-528-3842 Fax 077-528-4882 E-mail gc00@pref.shiga.lg.jp

図1 啓発チラシ

(イ) 指導啓発巡回

県、市町、JA 等関係機関・団体が相互に連携を図りながら濁水の流出防止、適正な施肥・水管理の徹底等の指導啓発巡回を実施するとともに、農業排水が流入する主要河川において透視度調査を実施した。特に、「田植え前の強制落水防止指導の徹底」を引き続き関係者に周知し、指導を行うとともに、農業者に対して農作業による環境への配慮について啓発を行った。

県による指導啓発巡回の実施状況は表 2 のとおりである。

表 2 令和 5 年度指導啓発巡回実施状況（県関係調査分）

区分		県全域	大津・南都	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島
指導啓発巡回 の実施状況	期間	4. 17 ～ 5. 25	4. 17 ～ 5. 23	4. 17 ～ 5. 26	4. 15 ～ 5. 25	4. 17 ～ 5. 25	4. 14 ～ 5. 24	4. 17 ～ 5. 26
		延べ日数	102	15	14	16	17	26
	延べ人数	247	30	28	64	36	62	27
	管内で「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」に取り組む活動組織数							
	資源向上	468	81	93	75	57	156	6
	農地維持のみ	65	20	2	6	4	33	0
巡回指導	対象の組織数（集落数）※	95	8	12	32	19	21	3
環境こだわり農産物認証制度にかかる濁水流出防止状況の確認状況	確認ほ場筆数	約 12,000	約 750	約 5,100	約 3,100	約 700	約 2,000	約 360
	制度に取り組む全ほ場筆数	約 63,100	約 7,000	約 12,000	約 20,000	約 7,000	約 11,000	約 6,100

※ 資源向上の「共同活動」に取り組む全活動組織の約 10 分の 1 以上を対象としている。なお、高島は対象組織のうちから 3 年ごとに無作為で 4 分の 1 程度を選定。

(ウ) 各地域における集中調査地域での活動

例年、平均透視度の低い河川流域など、各地域において重点地域を設定し、啓発活動などを実施した。

【大津・南部農業農村振興事務所】

降雨後のオーバーフロー、排水路溝畔の崩れ、排水路柵板下から漏水、作業の都合によるほ場外への排水等により、濁水の流出につながっているため、継続的な啓発が必要である。

各市域では、農業組合長に対して、管内の農業濁水状況の情報共有と対策の周知を行った。

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」にて市および集落と共に現地確認を行い、濁水の流出防止に対する意識づけを行った。

【甲賀農業農村振興事務所】

管内透視度調査地点のうち、重点河川に位置付けている杣川を重点的にパトロールし、周辺水田の状況について確認・啓発等を行った。引き続き、関係集落等への啓発と現地ほ場の調査を行う。

4月20日に関係機関等（甲賀町稲作経営者部会、JA、当所等）で、杣川流域を含む甲賀町内の農業排水対策の巡回啓発活動を実施し、農業者自らが濁水流出防止を呼びかけた。

市とともに、集落の組合長を対象に農業濁水流出防止の啓発と地元での実践について依頼した。

関係機関連携会議において、濁水について一層の啓発を依頼した。

【東近江農業農村振興事務所】

県内で特に透視度の低下が課題となっている白鳥川については、例年の採水による透視度調査を継続するとともに、流域を啓発の重点地域として啓発パトロールを行い、意識啓発に努めた。

また、漁業に関連する日野川（やな漁、第3種共同漁業権が設定）についても、啓発パトロールを実施するとともに、河川合流箇所等、農業排水が流入する地点において透視度調査を実施した。

農業濁水の流出防止は、長年にわたって取り組まれてきた課題であり、多くの農業者の協力により一定の成果が見られてきたものの、東近江管内の透視度は県平均を下回っている。

今後、さらに農業濁水の流出防止を推進していくためには、濁水流出の水稲栽培におけるデメリット（地力の低下等）について広く情報発信し、さらに意識啓発を進めていく必要がある。

市町、JAと連携して集落巡回指導を実施した。

【湖東農業農村振興事務所】

宇曾川水系・矢倉川で農業排水パトロールを行い、農業排水発生防止に向けた活動を行っている。その他にも今年度は、湖東地域農業センターと連携し、管内農業者を対象に「濁水を出さない農業技術の実演会」を開催した。実演会では、落水せず田植えが可能な自動直進アシスト田植機を紹介して普及拡大を図るとともに、濁水の現状と漁業への影響を周知し意識啓発を図った。

当課では、これまでも農業排水発生防止の技術啓発のための現地研修会等を実施している。平成25年はレーザーレベラーによる均平作業実演会、平成26年～29年は浅水代かき実演会、令和元年は無人トラクター・フルオート田植機の実演会、令和2年～3年は、自動直進アシスト田植機の実演会、令和4年は自動直進トラクターによる浅水代かきの実演会を開催している。

また、令和2年～令和4年には、普及計画で農事組合法人をモデルに濁水流出防止に向けた技術の実証および技術の導入支援を行っている。

毎年、湖東地域農業センター水田農業部会内の研修会において、各市町および関係機関の担当者で宇曾川の河口から上流域まで透視度調査を行い、農業排水に対する現状認識および意識統一を実施している。今年度についても4月28日に湖東地域農業センター水田農業部会にて関係機関に対し農業排水対策研修会を

施した。

また、湖東地域農業センターと連携し、5月27日に「濁水を出さない農業技術の実演会」を開催した。

その他、今年度は関係機関の話し合いの場を複数回設け、農業排水の改善に向けた具体的な取組について協議することとなった。1回目の話し合いは5月24日に実施した。

【湖北農業農村振興事務所】

透視度の低い4河川（余呉川（支流）、田川、丁野木川、血川）を重点河川に指定し、大型連休を含む4/28～5/8で毎日、流域集落に対して広報車によるパトロールを重点的に行った。啓発パトロール中、濁水の流出はほとんど見受けられなかった。

環境こだわり農産物認証制度の対象ほ場における濁水流出防止状況の確認も期間中に実施し、重点河川流域集落を中心に巡回を行い、指導啓発に努めた。

今年度の透視度は前年度と比較して降水量が2倍程と多く、土川を除くすべての河川で透視度は低下した。今後も引き続き重点河川パトロールを行う。

4月7日に農業排水対策会議を開催し、啓発パトロール、透視度調査等について依頼し、連携を強化した。

【高島農業農村振興事務所】

現地巡回指導を実施している中では強制落水やかけ流しは確認されなかった。ただ、7地点で昨年度に比べ透視度が低下していたため、facebookや研修会を用いて継続した啓発指導が必要である

高島市と連携し、市内の巡回を行い透視度の確認と農家への注意喚起を行った。また、管内の関係機関に農業濁水の状況と農業濁水防止の重要性を共有した。

(I) 各地域における普及啓発活動等

<大津・南部地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R5. 2	全農業者	情報誌「大津・南部の農業」春号による啓発	各戸配布	農産普及課、JA	13,000戸に配布した。
	R5. 4. 17 ～ R5. 5. 23	15日間	・広報車によるパトロール、啓発 ・広報活動と濁水状況調査の実施 ・濁水流出があった場合指導	広報車広報用テープ、ほ場漏水の確認指導	農産普及課、田園振興課	パトロールのべ人数 30名
	R5. 4～	随時	農業排水対策についての現状報告および農業者への協力依頼	資料配布と啓発	農産普及課、各市農政主務課、JA	各市の農業組合長会議にて資料配布と啓発を行った。
	R5. 5	8組織	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取組集落に対し、制度説明と共に農業排水対策について啓発	現地確認	田園振興課、各市農政主務課	溝畔からの漏水防止対策について、適正に実施されていることを確認した。
水質調査等	R5. 4. 17 ～ R4. 5. 23	15日間	パトロール時に12地点で透視度調査	100cm透視度計	農産普及課、田園振興課	R5平均透視度 38.5cm R4平均透視度 46.0cm 地点ごとの平均透視度では、12調査地点中7地点で透視度が低下した。
農業排水調査	R5. 5	8集落	環境こだわり農産物に取り組む集落等において農業排水の管理状況調査を実施	現地確認	農産普及課、各市農政主務課	適正に管理されていることを確認した。

< 甲賀地域 >

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
関係機関連携会議	R5. 4. 3	1回	実施方針、活動計画に関する打合せ	活動計画	農産普及課 田園振興課	
	R5. 4. 5、 11	2回	啓発活動計画の検討 啓発意欲の醸成	意見交換	農産普及課 各市、JA	
啓発活動	R5. 3. 17	1回	農業者へチラシを配布し、農業排水対策を啓発	啓発用チラシ (各農事改良組合配布)	農産普及課市、JA、地域農業センター	配布部数 約850部
	R5. 4. 17 ～ R5. 5. 28	14日間	広報車による啓発パトロールを環境こだわり農産物認証の濁水流出防止の確認も兼ねて、実施	広報車 (スピーカー) 広報用音声データ	農産普及課 田園振興課	パトロール延べ人数 28名
	R5. 4. 5 ～ R5. 4. 11	7日間	有線放送による広報	有線放送	農産普及課 あいコムこうか	
	R5. 4. 20	1回	農業排水対策にかかる集落巡回(甲賀町)	広報車・軽トラックによる 広報活動、取組を普及現地情報で発信し、県HPで公開	農産普及課、市、JA、農業者	参加農業者5名
	R5. 5. 2 ～ R5. 5. 11	4日間	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む集落(12集落/97集落)に対し、適切な濁水防止対策が実施されているか、環境こだわり農産物認証の濁水流出防止の確認も兼ねて、現地確認および指導を行った。	透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課市 集落代表者 湖南市2集落 甲賀市11集落	溝畔老朽等による漏水などを確認した場合、集落代表者を通じ、改善を指導した。
R5. 5. 2 ～ R5. 5. 10	4日間	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む集落(12集落/95集落)に対し、適切な濁水防止対策が実施されているか、環境こだわり農産物認証の濁水流出防止の確認も兼ねて、現地確認および指導を行った。	透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課市 集落代表者 湖南市2集落 甲賀市10集落	前日の雨などで、濁水となっていた集落が多かった。状況聞き取りなどで、日ごろから管理されているのを確認できた。	
水質調査等	R5. 4. 17 ～ R5. 5. 26	14日間	主要な5河川の9地点で水質(透視度)を調査。	広報車 透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課	期間中の平均透視度 R5 : 46.5cm (参考R4 : 50.8cm) ・今年度は、直近3か年では低い数値(R3 : 46.0cm、R4 : 50.8cm)であるものの、期間中の総降水量が207mmと直近3か年で降水量が多い年(R3 : 218mm、R4 : 126mm)であることから、令和5年度は降雨の影響により令和4年度よりも透視度が低下したと考えられる。

<東近江地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R5. 4. 4 ～ R5. 4. 14	-	農業組合長会議において啓発資料を配布し、農業濁水流出の注意喚起を行った。	資料配布	管内各市町 管内各JA 農産普及課	近江八幡市105組織 東近江市220組織 日野町70組織 竜王町27組織
	R6. 2	1回	農業排水対策啓発チラシを送付予定。	チラシ送付	管内各JA 農産普及課 田園振興課 東近江地域農業センター	関係機関に農業排水対策啓発チラシを送付し、農業者への啓発につながる。
啓発活動 透視度調査	R5. 4. 15 ～ R5. 5. 25	16回	広報車による啓発パトロールと透視度調査を実施した。	期間中に広報車2台で実施	農産普及課 田園振興課	・23河川33地点で透視度の調査を実施した。 ・白鳥川流域・日野川流域の集落へ重点的に啓発パトロールと透視度調査を行った。 <平均透視度> 今年度：25.8cm 過去5年間：26.4cm
推進会議	R5. 4. 20	1回	昨年度の農業排水対策の概要と結果および本年度の活動計画等について、資料送付により情報の共有を図った。	資料送付	管内各市町 管内各JA 農産普及課 田園振興課 東近江地域農業センター	昨年度の農業排水対策の概要と結果および本年度の活動計画等について、関係機関と共有した。
集落巡回指導	R5. 4. 28 ～ R5. 5. 10	6回	各市町・JAと連携し、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動に取り組む組織を対象に、農業排水の実態把握のための現地確認と現地指導を実施した。	現地確認 現地指導	管内各市町 管内各JA 農産普及課 田園振興課	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市6組織 東近江市17組織 日野町6組織 竜王町3組織
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動	R5. 4 ～ R5. 5	-	透視度調査を実施した。	透視度調査	まるごと活動組織	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市2組織 東近江市2組織 日野町46組織 竜王町25組織

<湖東地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発・広報活動	R5.3月第1週 R5.4月第3週	2回	有線放送での啓発（多賀町エリアのみ）。	加入者へ全戸配信	農産普及課、多賀町	
啓発・広報活動	R5.4月	—	農業組合長会議にて啓発を実施。	啓発資料の配布と啓発	農産普及課、各市町	
関係機関担当者会議の開催	R5.4.28	1回	R4年度実績の共有およびR5年度実施計画の検討。	濁度調査結果現地調査 他	農産普及課、各市町、JA東びわこ、湖東地域農業センター	濁水発生状況の経年変化を共有し、管内関係機関への濁水防止の意識統一と改善支援策の検討が実施できた。
啓発・広報活動	R5.4.17～ R5.5.25	17回	広報車による管内啓発パトロール、巡回指導を実施。	広報音声テープ、ほ場排水路確認等による巡回指導	農産普及課、田園振興課、各市町	
農業排水対策調査等	R5.4.17～ R5.5.25	17回	2河川(宇曾川水系・矢倉川)12地点での濁度調査および濁水状況の記録。	透視度計(100cm)を用いた濁度調査	農産普及課、田園振興課	宇曾川河口の透視度が過去20年間の中で2番目に低い透視度になった。 R5の特徴として①濁水時期のピークが長い、②調査期間の序盤から透視度が低いことが挙げられる。
実演会の開催	R5.5.27	1回	甲良町金屋にて、地域営農の担い手である若手オペレーターや集落営農組織、認定農業者等を対象に、濁水の発生しない技術として「自動直進田植機による田植え作業」の実演会を企画・開催した。	「自動直進田植機による田植え作業」の実演	農産普及課、湖東地域農業センター、(農)ファームかなや、(有)北川農機センター	参加者：約50名
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取り組み集落への指導	R5.5.19～ R5.6.6	11日間	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかると農業濁水削減に取り組む活動組織への現地確認および巡回指導。	—	田園振興課、農産普及課、各市町	取組組織数：19組織
湖東地域農業センター幹事会における農業排水対策会議の開催	R5.5.24	1回	湖東地域農業センター運営委員会総会において、彦根市長と豊郷町長から農業排水対策の取組を強める要望が出されたことから、幹事会で協議が実施された。当課は、R4、R5の活動と結果、これまでの取組内容について情報を共有した。	取りまとめ資料の配布と説明	農産普及課、各市町、JA東びわこ、湖東地域農業センター、農業共済北部支所湖東出張所、JA滋賀中央会、JA滋賀信用連合会、JA全農滋賀本部、JA全共連滋賀本部	

<湖北地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R5.4～ R6.3	随時	農業排水対策啓発情報発信(Facebook、当課情報誌) 啓発用チラシの配布(全戸配布) 農業組合長より啓発チラシを配布するよう働きかけ。	Facebook、当課情報誌、啓発用チラシ	農産普及課 田園振興課 地域農業センター 管内各市 管内各JA	
	R5.4.29 ～5.7	9日間	【重点指導河川流域パトロール】 重点指導4河川流域を対象に、連休期間中毎日、巡回啓発活動を実施。	広報車(広報看板、テフ、レコーダー、止水板)	農産普及課 田園振興課	【成果】 血川83%、余呉川61%、田川72%、丁野木川64%と昨年より低下。
	R5.4.14 ～ R5.5.24	期間の隔日実施	【定点調査河川流域啓発】透視度調査実施場所の7河川15地点の周辺地域を対象に、期間中隔日で巡回啓発活動を実施。	広報車(広報看板、テフ)	農産普及課 田園振興課	【成果】調査期間15地点平均透視度は47.6cm、県公表の13地点平均透視度は48cmでいずれも昨年より低下。
	R5.4.24 ～25	2日間	【環境こだわり農産物認証制度の対象ほ場における農業排水流出防止状況確認】 こだわり農産物水稲ほ場を2班編成で巡回	申請圃場地図 野帳	農産普及課	【成果】 こだわり申請全約11,032筆のうち約1,988筆(約18%)を確認し濁水流出防止を呼びかけた。
重点集落指導 【世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策】	R5.5.9、 5.10、 5.19	3日間	農業排水現地調査 取組集落ほ場を巡回し濁水発生状況を確認	野帳 啓発資料 100cm透視度計 止水板	田園振興課、農産普及課、市、集落代表者等	管内で当対策に取り組む全活動組織189のうち21組織へ啓発。
関係機関連携	R5.4.7	1回	【農業排水対策担当者会議】 R4年度実績 R5年度普及啓発活動の実施計画 各市・JAにおける農業排水対策の取り組み 意見交換	R5年度農業排水対策事業計画書、 R4年度実績資料、 県推進資料、技術対策推進資料	農産普及課 田園振興課 湖北地域農業センター 管内各市 管内各JA	【成果】 管内関係機関の意識統一・連携強化
	R6.1～2	1回	農業排水対策関係課による実施方針検討打合せ(啓発・調査活動、指導について)	R5年度実績確認と次年度に向けた検討	農産普及課 田園振興課	庁内関係課の意識統一・連携強化、 R6実施方針の明確化
水質調査等	R5.4.14 ～ R5.5.24	期間の隔日実施	7河川15地点で透視度調査を実施(平日、休日午前) 各市も独自地点で透視度調査を実施	100cm、50cm透視度計	農産普及課 田園振興課 管内各市	【成果】調査期間15地点平均透視度47.6cm、県公表の13地点平均透視度は48cmでいずれも昨年より低下。
	R5.5～ R5.8	17回	水生生物調査、水質調査の実施支援(まるごと活動組織等)	生物採取・観察用具貸出	田園振興課、市、土地改良区、まるごと活動組織	
	R5.6～ R5.7	3回	小学校出前講座実施 生物観察会において、指標生物による水質判定や地域の農業用水の仕組みについて講義	生物採取・観察用具貸出 アドバイザー派遣	田園振興課、市、土地改良区、関係小学校、まるごと活動組織	採取した生物データから水環境、保全活動を住民へ周知。

被覆肥料の被膜殻の流出防止対策	R5～R6	随時	被覆肥料殻の発生を抑制する実証ほ	特殊被膜緩効性肥料	全農、管内各JA、農産普及課	生育調査・収量調査の結果を活用していく。
その他	R5.4～R5.9	1地区	揚水機場を活用した農業排水のリサイクル推進支援（農業排水循環利用促進事業）	補助金交付	田園振興課 土地改良区	循環利用水量 154万m

<高島地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
普及啓発推進（会議）	R5.4月中旬		生産者あてに資料配布（新旭・朽木・安曇川・高島・今津・マキノ）	農業排水対策啓発資料	農産普及課	
普及啓発推進（啓発活動）	R5.4.17～R5.5.26	市内各地 期間全日	1. 巡回広報 2. 行政無線による指導啓発 3. 啓発用のポスターによる啓発 4. 啓発用チラシの配布	活動報告書	農産普及課、田園振興課、高島市農業政策課	24名のパトロール班により、延べ14日間の巡回広報を実施
水質調査等	R5.5.17～R5.5.26	期間全日	県調査河川：8河川・9地点	100cm透視度計	農産普及課、田園振興課	上記と併せて実施透視度は57cmであった。2地点で透視度が改善していた。
その他	R5.5.9～R5.5.10	高島市内3組織（27集落）	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策対象集落に対して、農業排水対策の取り組みを調査	右の関係機関の職員が分担して実施	農産普及課、田園振興課、高島市農村整備課、活動組織	高島市役所農村整備課と共に、農業排水対策の実施を確認した。3組織（27集落）

イ 環境こだわり農業の推進

本県では、平成15年に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、より安全・安心な農産物の生産とともに、農業排水の適正な管理など、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を推進している。

その中でも、農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以上に減らすとともに、琵琶湖や周辺の環境に優しい技術で栽培する農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証している。特に、水稻については「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。



“認証マーク”

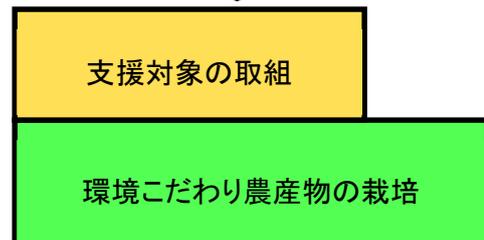
～環境こだわり農産物の栽培に対する支援～

環境こだわり農産物の生産とあわせて、温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金^{※1}」により支援を行った。

※1 「環境保全型農業直接支払交付金」

環境こだわり農産物の栽培に取り組んだ上で、下記①～⑳のいずれかの取組を実施する場合は対象

取組面積に応じた支援
(環境保全型農業直接支払交付金)



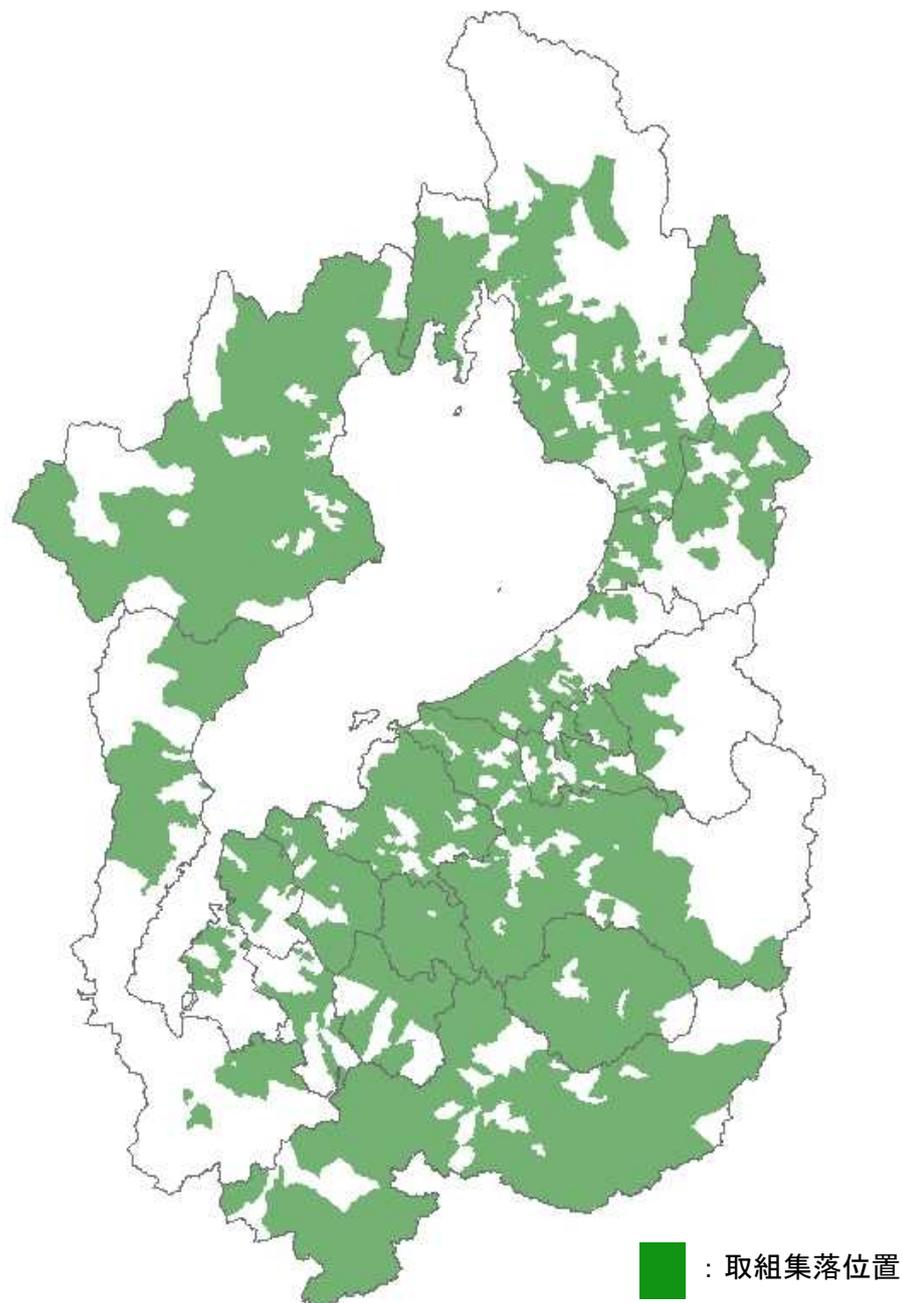
支援対象の取組

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① カバークロップの作付 | ⑬ 水田ピオトープ |
| ② リビングマルチ | ⑭ 水田の生態系に配慮した雑草管理 |
| ③ 草生栽培 | ⑮ IPMの実践 |
| ④ 冬期湛水管理 | ⑯ 在来草種の草生による天敵利用 |
| ⑤ 有機農業（農薬・化学肥料を使用しない） | ⑰ 緩効性肥料の使用および深耕 |
| ⑥ 堆肥の投入 | ⑱ 不耕起播種 |
| ⑦ 炭の投入 | ⑲ 長期中干し |
| ⑧ IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し | ⑳ 秋耕 |
| ⑨ 希少魚種等保全水田の設置 | ㉑ 殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培 |
| ⑩ 緩効性肥料の利用および長期中干し | |
| ⑫ 緩効性肥料の利用および省耕起 | ※⑩は欠番 |

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

(7) 共同活動への支援

農地や農業用水路などの地域資源、農村の豊かな自然環境を、農家だけでなく自治会や子供会など非農家の参加によって守る、地域ぐるみの「共同活動」に対して支援を行っている。



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

図 2. 令和 5 年度取組集落位置図

この共同活動においては、生態系や水質などの農村環境の保全を図る活動が実施されている。

特に、代かき・田植時期の水田からの濁水が、地域の環境や琵琶湖の水質に影響を与えていることから、農業排水対策は共同活動の必須の取組となっている。

具体的には、各集落で水守当番を設けて、定期的に排水路溝畔の漏水の有無の確認や透視度調査を実施している。

透視度調査結果（図3）は、各活動組織による透視度調査結果をまとめたものであり、どの地区においても「代かき前期」から「代かき中期」にかけて透視度が低下し、「代かき後期」から「田植え期」にかけて透視度が改善する傾向が見られた。

本年度（令和5年度）に実施した活動組織へのアンケートでは、約7割が「水質向上など環境保全効果が出ている」と回答があり、着実に地域の意識は高まっている。

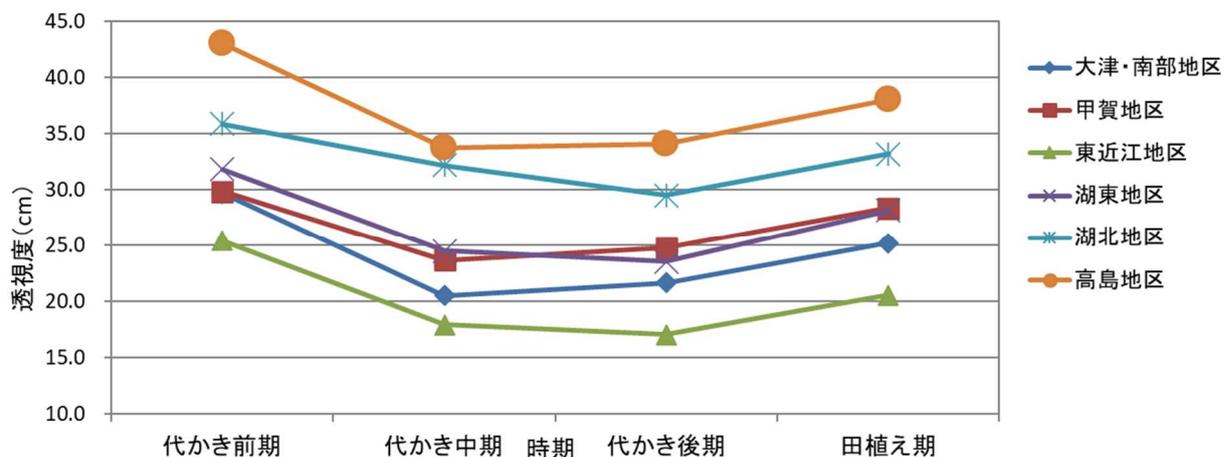


図3 令和5年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策における県内の透視度調査結果
※代かきや田植えの時期は、地域によって異なるため、具体的な月日は明記していない

(イ) 魚のゆりかご水田プロジェクト

農村環境は、農業者の生産活動により維持されている二次的な自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等の多面的機能の発揮という観点からも重要である。

本県では、琵琶湖と水田との間を魚が行き来していた、かつての生命あふれる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の実現を目指す「魚のゆりかご水田プロジェクト」を平成18年度から実施している。



図4 水路を遡上するフナ

この取組は、フナやコイ、ナマズなどの魚類が遡上できるように排水路を改修するものであり、排水路に設置する堰上式魚道によって濁水の流出防止が図れるなど、農業排水対策の面でも期待できる（図4、5）。



図5 水路を遡上するナマズ

(2) 施設整備等

ア 農業排水循環利用促進事業

【事業主旨】

琵琶湖を健全で豊かな湖として保全および再生を図るため、農業排水による汚濁負荷の軽減について集落単位での取組に加え、流域単位の対策を一体的に実施する必要がある。

これには、循環かんがい施設や反復利用施設を活用した排水の循環利用や、適正な水管理の徹底による節水と排水の抑制などを進めることが重要である。

そこで、琵琶湖や周辺環境への負荷軽減に対する取組に支援し、継続した取組となるよう推進した。



図6 農業排水循環利用促進事業実施地区

【事業内容】

(7) 農業排水循環利用促進事業

協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）が既存の循環かんがい施設などを活用し、農業排水を循環利用する取組や、この取組にあたって発生する散在性ゴミの除去処分、機器のメンテナンスといった作業にかかる掛かり増し経費（排水循環利用の取組を行うことで、追加的に発生する経費）に対する支援を実施した。

令和5年度は、取組を実施した5地区の協議会に対して支援を行い、約694万 m^3 の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した（以上、図6～8、表3）。

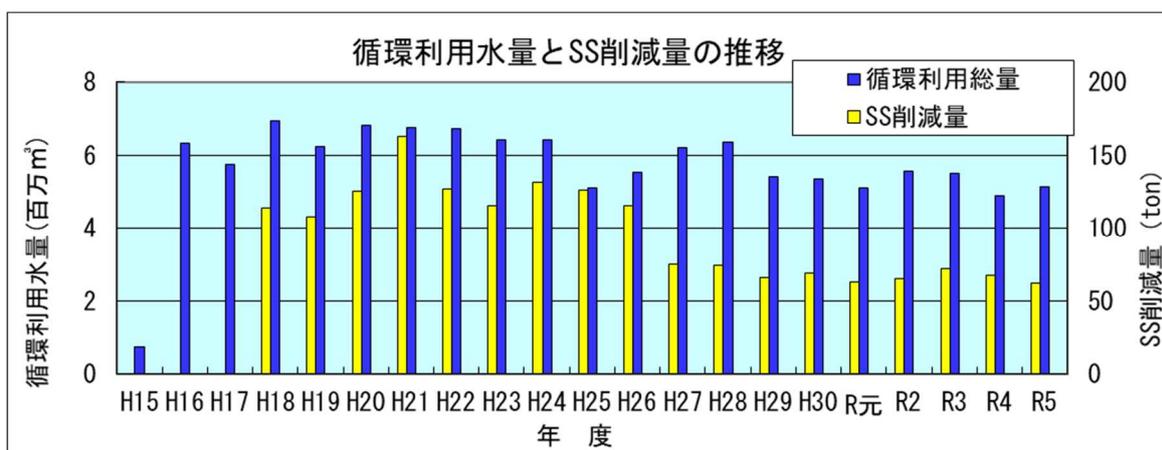


図7 循環利用水量とSS削減量の推移

※循環かんがい施設の実績のみを集計している。

表 3 農業排水循環利用促進事業・令和 5 年度取組実績業実施地区

地区名	所在地	集水面積(農地:ha)	取組み内容	循環利用水量(m ³)
天の川沿岸	米原市	161.0	循環かんがい	1,540,996
石田川	高島市	42.3	〃	264,400
鴨川流域	高島市	404.3	〃	2,544,621
新旭	高島市	24.0	〃	784,390
計4地区				5,134,407

地区名	所在地	集水面積(農地:ha)	取組み内容	揚水量(m ³)
愛知川	東近江市・近江八幡市 愛荘町・豊郷町	2,489.0	反復かんがい	1,808,800

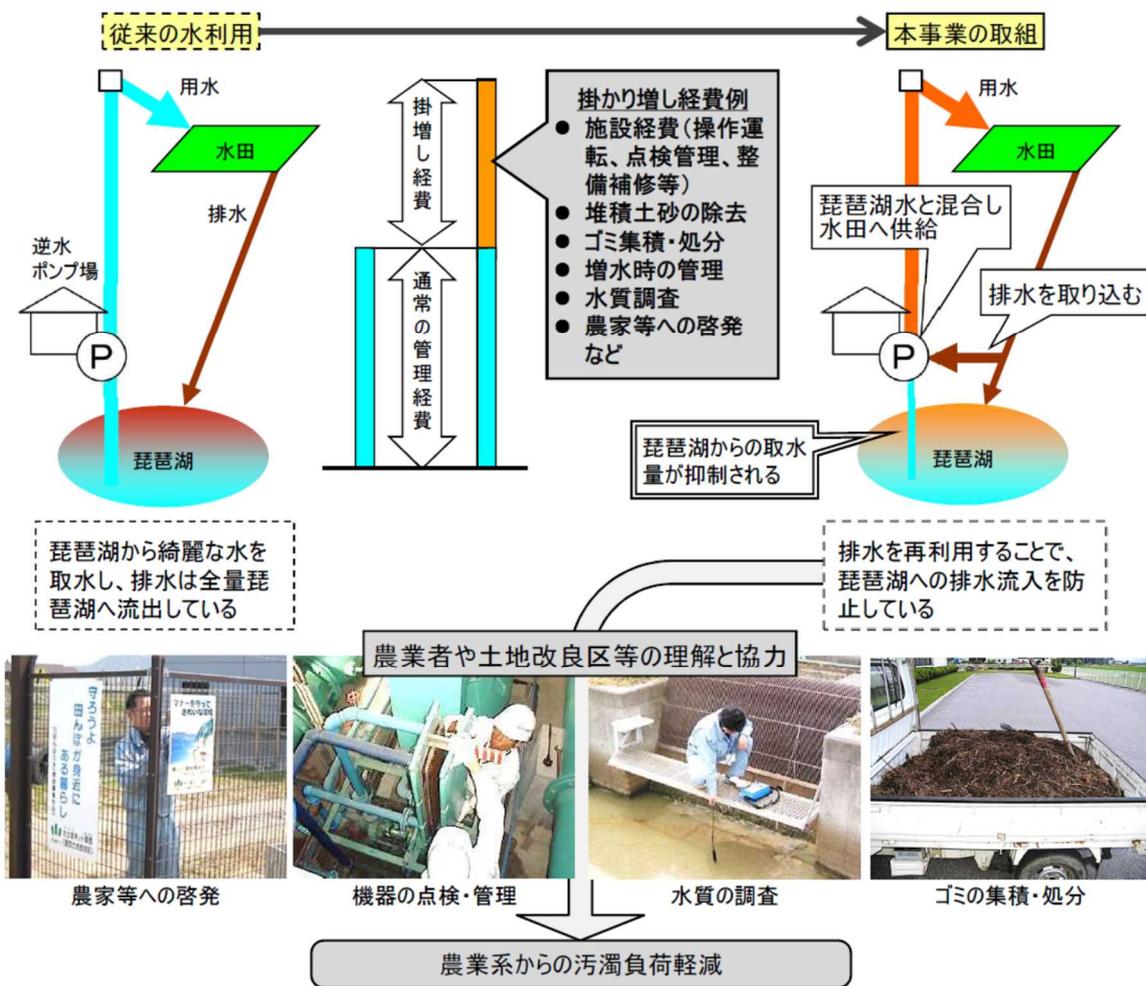


図 8 農業排水循環利用促進事業のイメージ

イ 水質保全対策事業

【事業趣旨】

琵琶湖をはじめとする湖沼や河川等の公共用水域、あるいは農村地域において、農地から流出する排水による水質や生態系等への影響が懸念されている。

このため、排水による汚濁負荷の削減を図り、公共用水域の総合的な保全に資する水質保全施設の整備と、あわせて地域による水質保全活動を強化するための体制整備を実施した。

【事業内容】

(7) 水質保全施設の整備

農業排水の汚濁負荷削減を図るため、地域の実情に応じた対策施設の整備を行っている。

- a 農地からの排水流出を抑制する発生源対策（溝畔漏水防止対策、自動給水栓等）
- b 排水をリサイクル利用する再利用対策（循環かんがい施設等）
- c 自然浄化機能を活用した、排水の浄化対策（浄化池、浄化水路等）

(イ) 支援事業（体制整備）

水質保全施設の管理運営体制の確立や施設の試験運用、モニタリング調査による流出負荷実態の把握等を実施した。

表 4 水質保全対策事業実施地区

地区名（所在地）	着工年度	集水面積 (農地:ha)	R5年度の主な事業内容
白鳥川中流Ⅱ期（東近江市三津屋町）	H27	292.3	浄化池
高月西阿閉（長浜市高月町西阿閉）	R3	302.5	浄化水路改修
計2地区		594.8	

過年度実施地区



図 9 水質保全対策事業「赤野井湾(木浜)地区」全景

3 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果

ア 令和5年の透視度調査結果

県内全域の農業排水が流入する59河川78地点の透視度を、各農業農村振興事務所において調査した。平成29年から田植えの長期化に合わせ、調査を7日間延長している。県平均の透視度は36.1cmと前年比-5.0cmであった。(表5、図10~16)。

表5 地域別の透視度調査結果(100cm透視度計測定値)

地域名	調査地点数	調査河川数	平均透視度		
			R4 (cm)	R5 (cm)	前年比 (cm)
大津・南部	12	12	46.0	40.6	-5.4
甲賀	9	5	49.8	46.0	-3.8
東近江	28	21	26.0	24.8	-1.2
湖東	9	7	29.0	21.3	-7.7
湖北	13	7	59.7	47.3	-12.5
高島	7	7	64.9	60.5	-4.4
県平均	78	59	41.2	36.1	-5.0

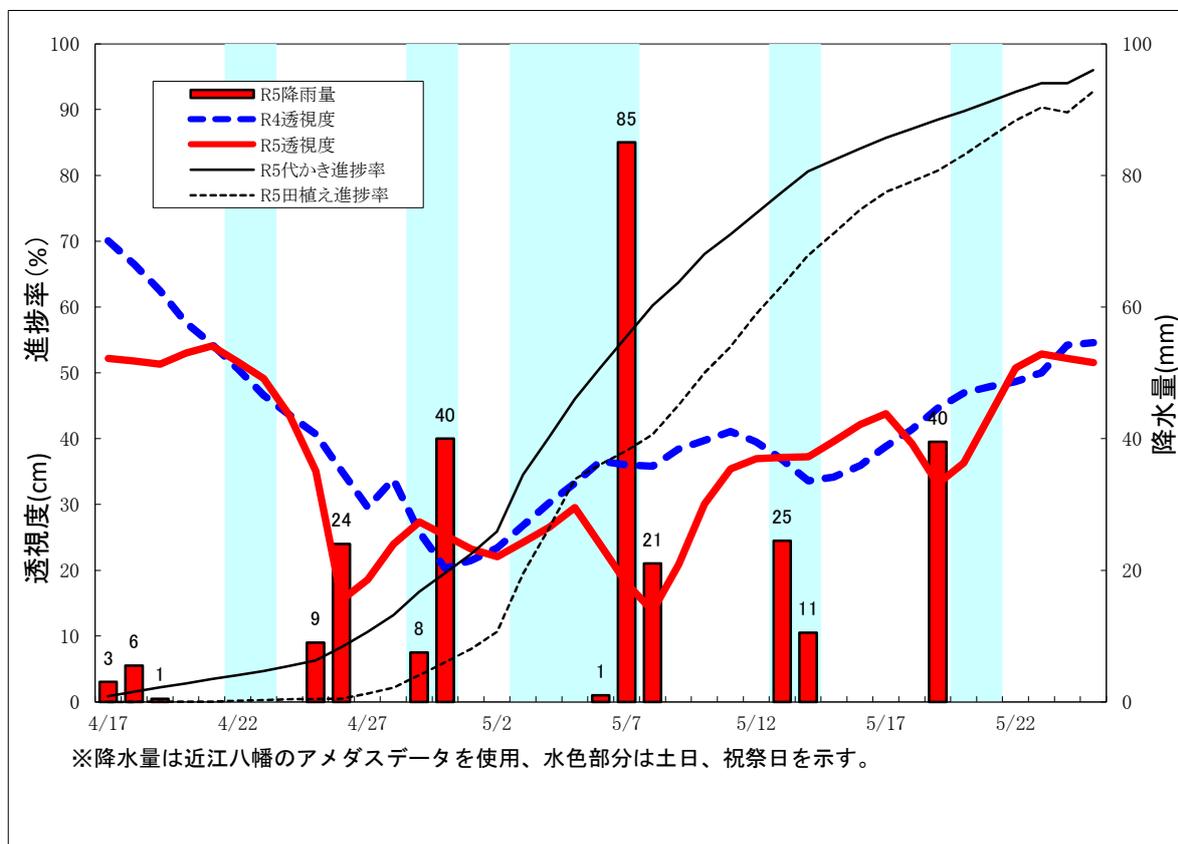


図10 県平均の透視度(各地域の平均値)の経日変化

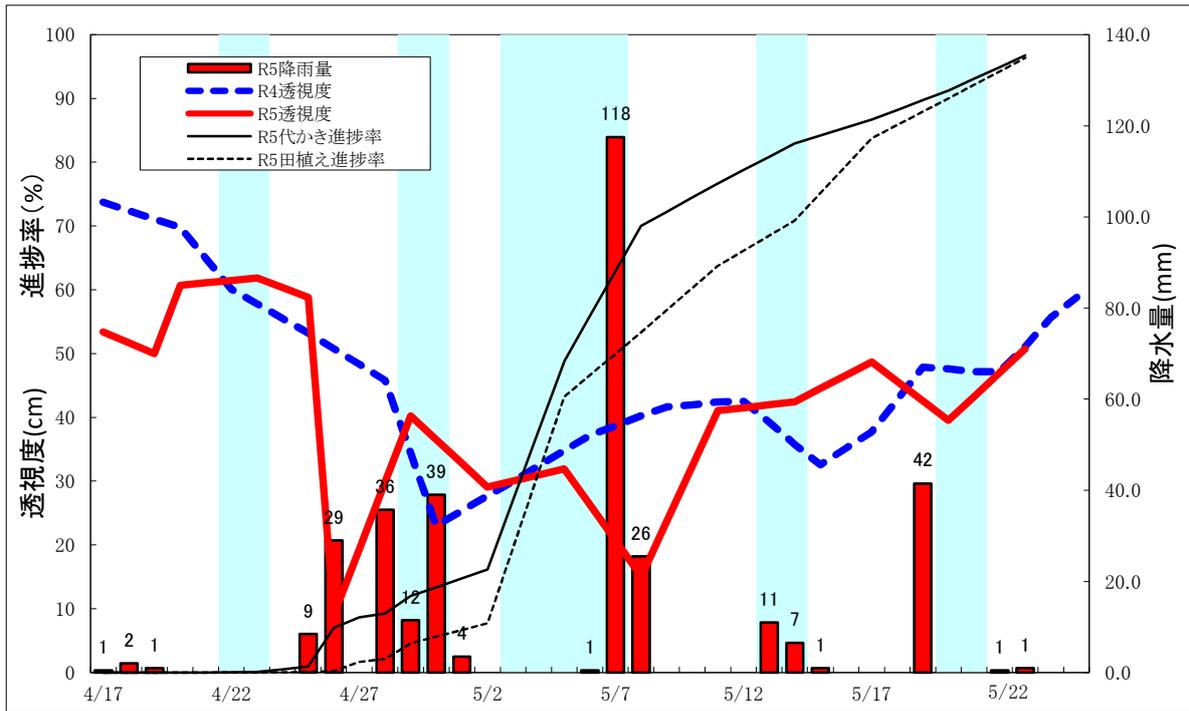


図 11 大津・南部地域の透視度の経日変化

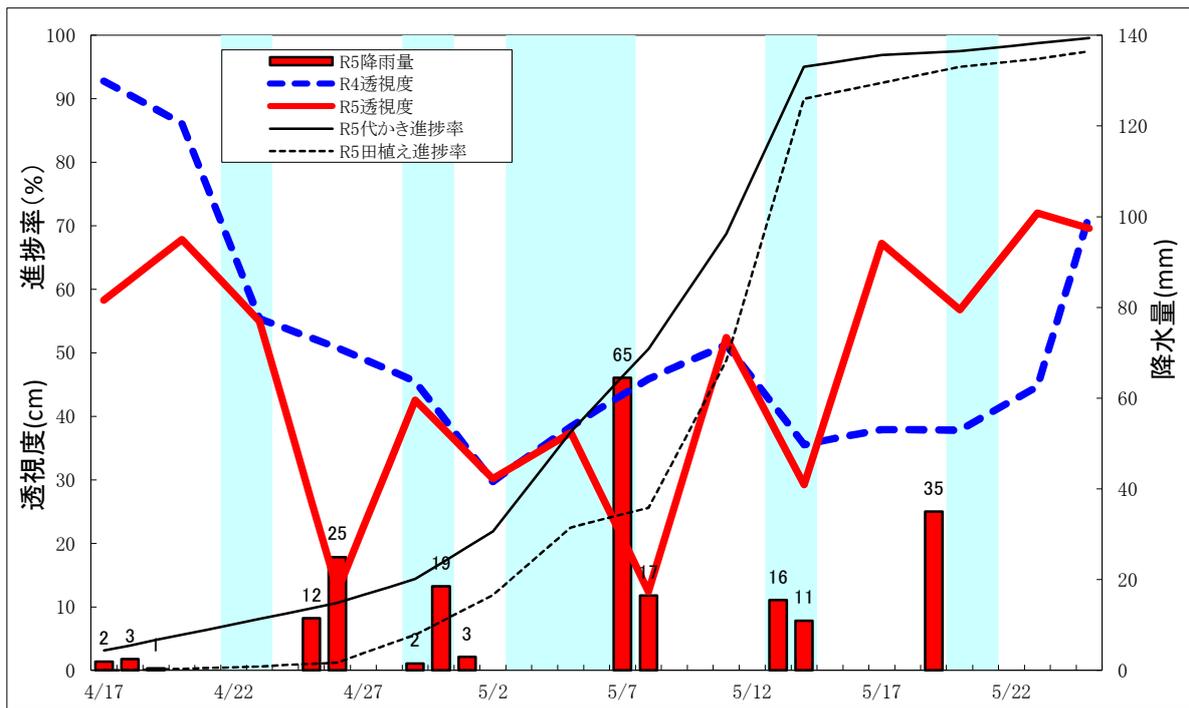


図 12 甲賀地域の透視度の経日変化

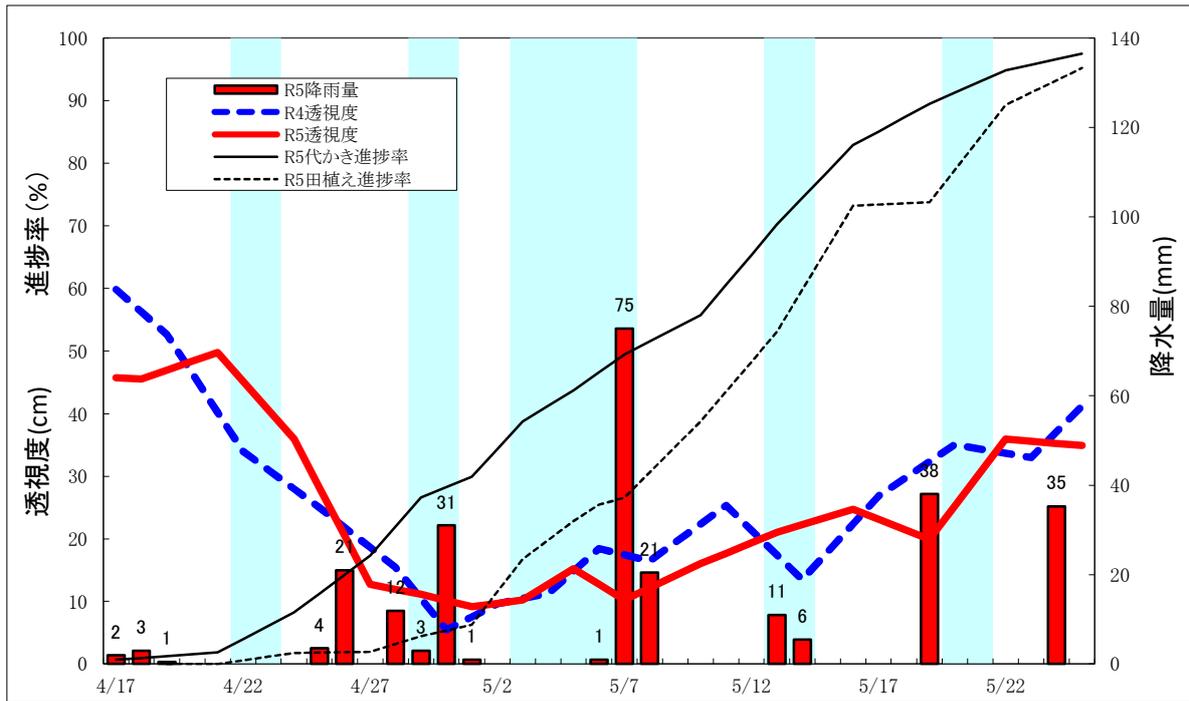


図 13 東近江地域の透視度の経日変化

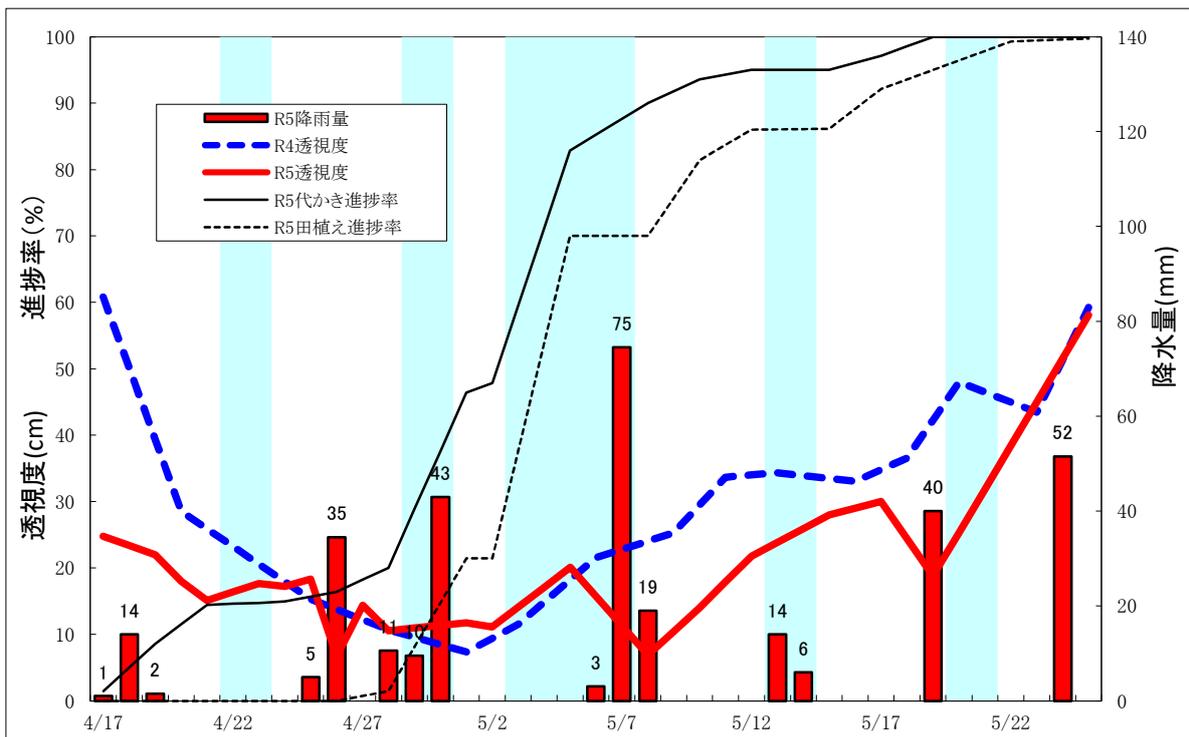


図 14 湖東地域の透視度の経日変化

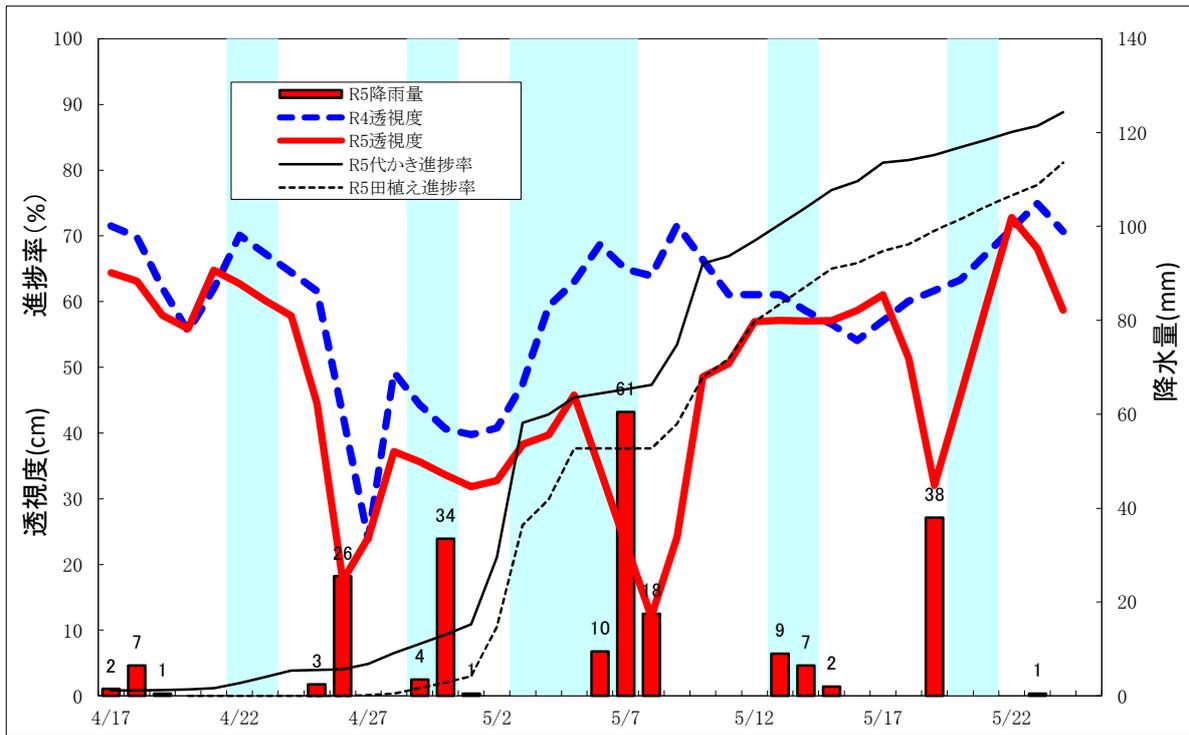


図 15 湖北地域の透視度の経日変化

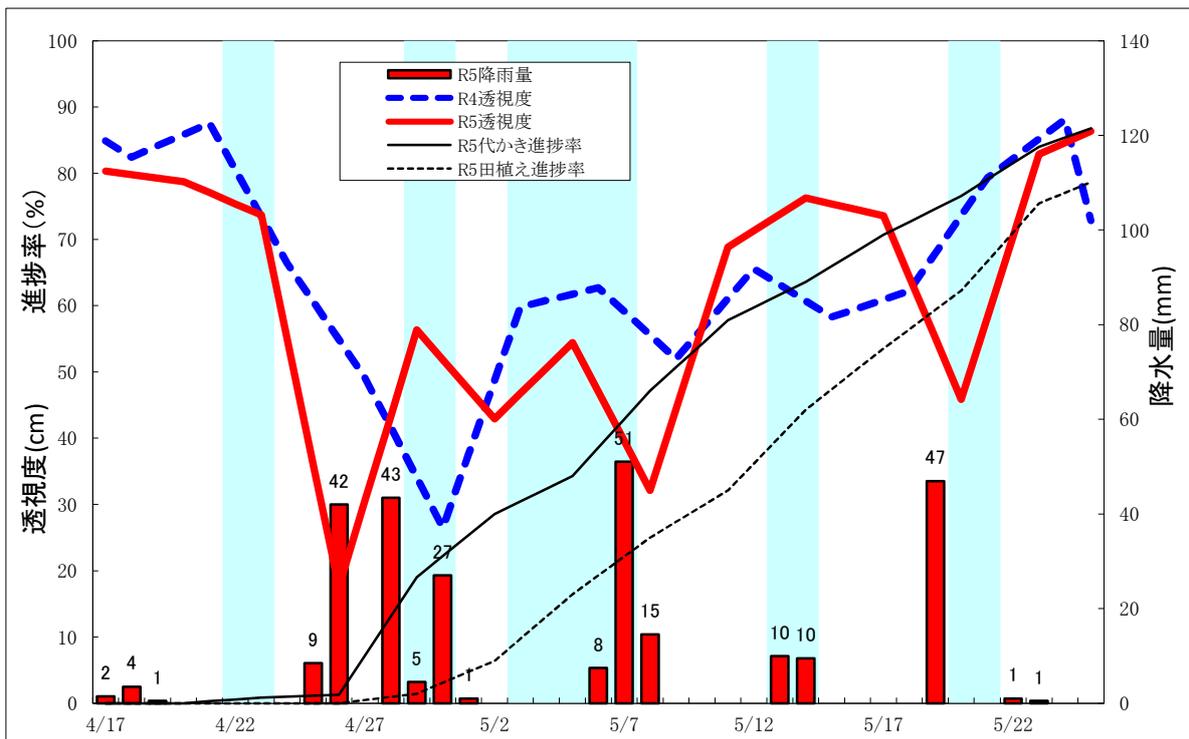


図 16 高島地域の透視度の経日変化

現場では、啓発により一定の農業濁水防止対策への認識が定着しているものの、継続的な啓発や降雨等で深水になっても強制落水が必要ない自動直進田植機の推進が必要と考えられる。

なお、調査地点の 59 河川 78 地点のうち、特に漁業に関連していると考えられる、や

な漁場（河川に網を横断させる漁場）と第5種共同漁業権漁場（漁業者が魚を養育している漁場）に該当する河川は8河川16地点（野洲川、大戸川、日野川、姉川、田川、天野川、知内川、鴨川）あり、これらの河川の調査期間における平均透視度について、本年度は60.0cmと、全県の平均透視度36.1cmより23.9cm良い結果であった。

イ 透視度の経年変化

直近16年間の透視度の変化を見てみると、まとまった降雨が影響して透視度が低下することがあるものの、概ね透視度40cmを維持している（図17）。

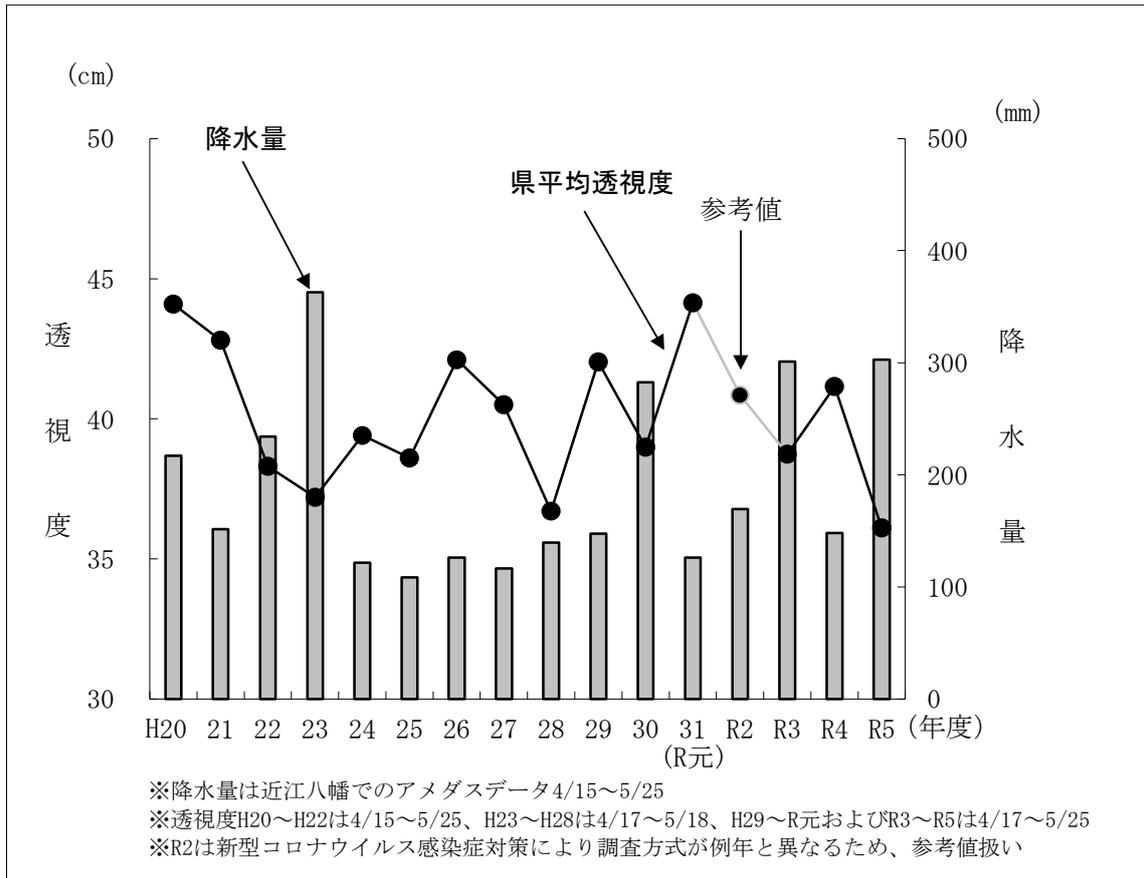


図17 直近15年間の透視度の推移と降水量（100cm透視度計測定）

ウ 長期的な透視度の変化

透視度調査は平成元年～19年までは50cm透視度計を用いていたが、50cm以上のより高い透視度を評価できるようにするため、平成20年以降は100cm透視度計を用いている。透視度の長期的な推移を見るために、平成20年～令和2年の測定値を50cm透視度計測定値に換算し、平成元年～平成19年までの数値と合わせてグラフ化した。令和2年は、参考値扱い（図18）。この結果、地域の透視度は平成21年以降、停滞気味ではあるが、概ね透視度30cmを維持している。

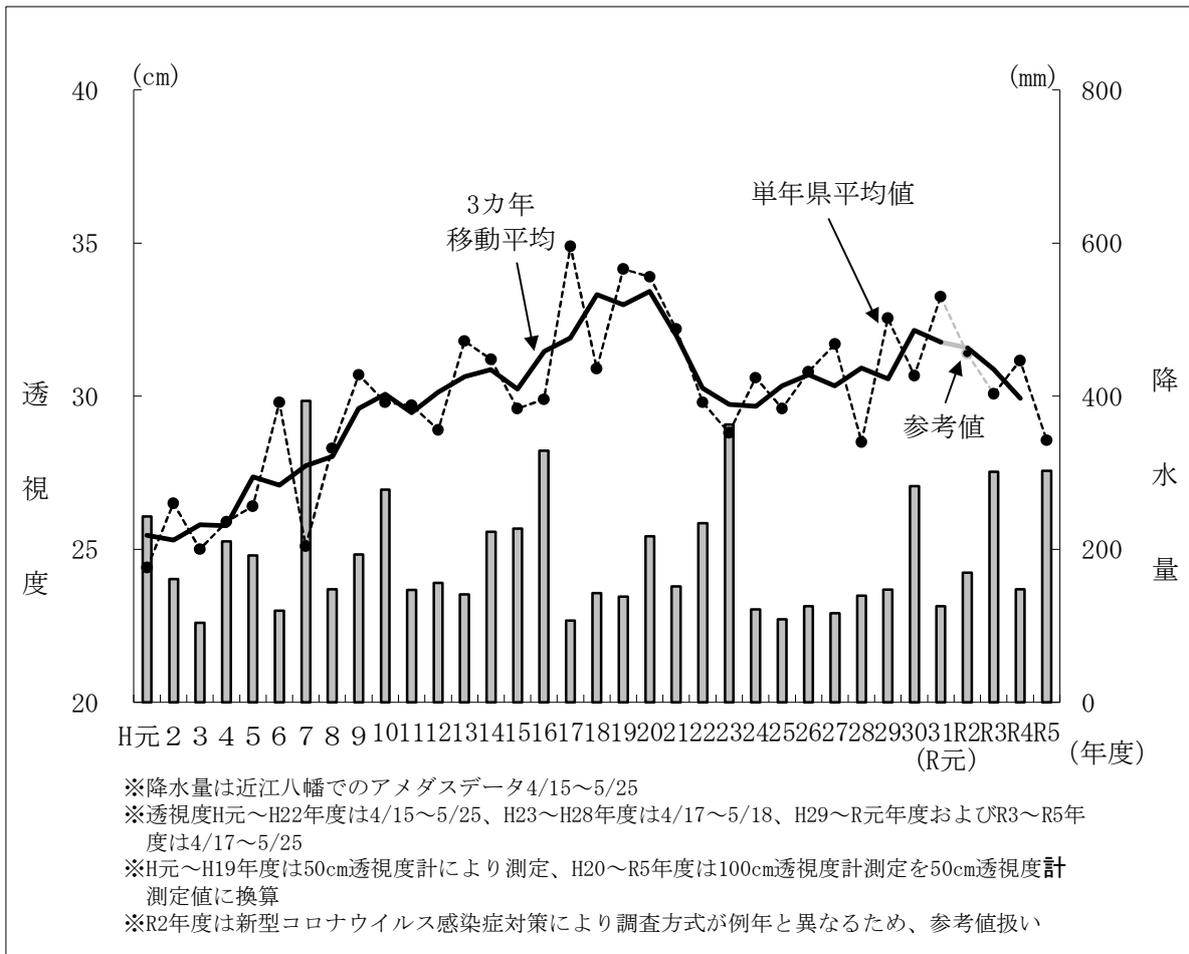


図 18 長期的な透視度推移と降水量

エ 主要河川別の透視度の推移

下図は主な河川（調査地点）の透視度について、3年間のデータを示している。令和5年度は、令和4年度と比べると、78地点中24地点で透視度が向上し、54地点で低下した（図19）。

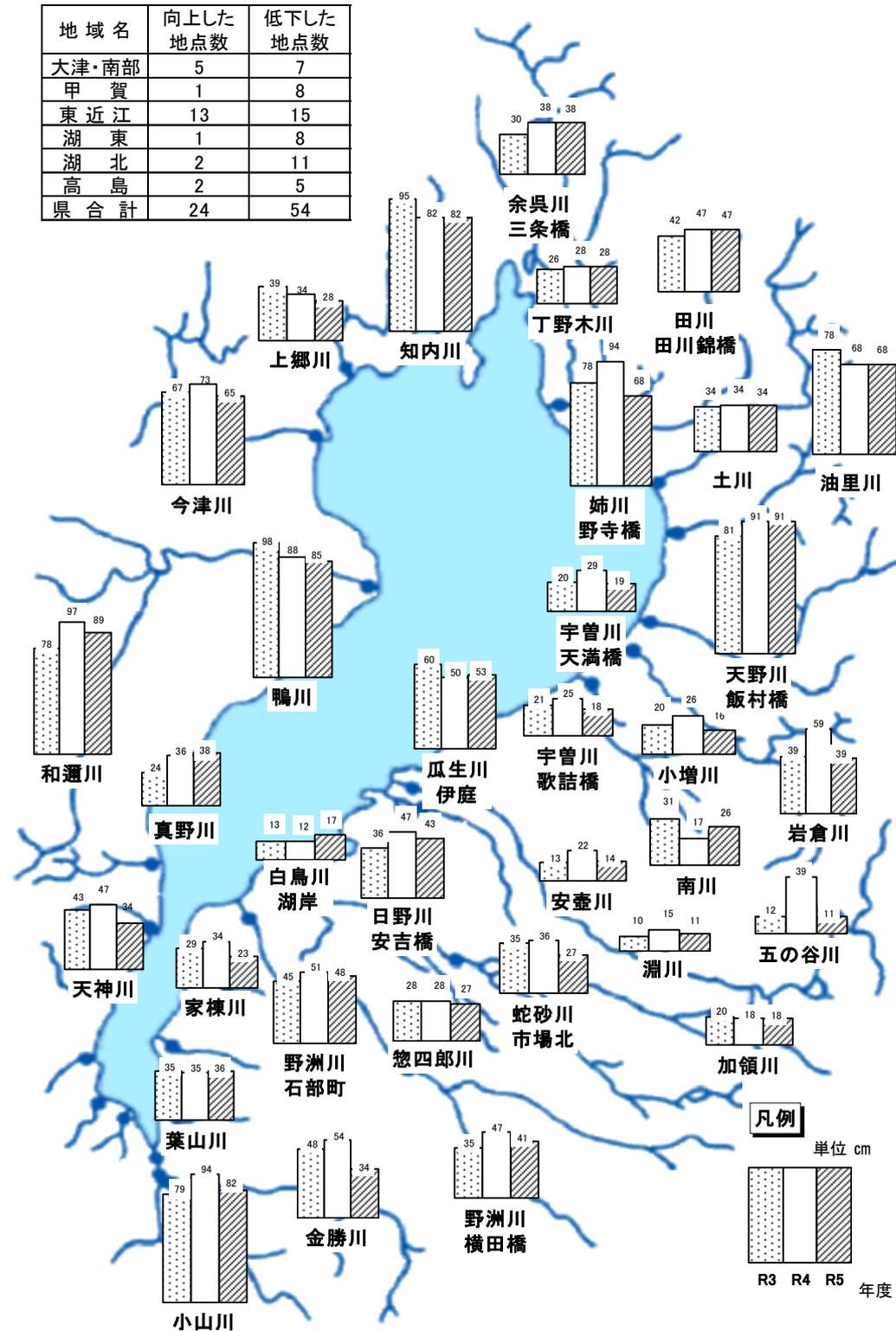


図19 県内主要河川の透視度の3年間の推移

オ 今後の対策

毎年透視度調査を行っている 59 河川 78 地点の県平均透視度は、ここ数年は年次変動が大きいですが、長期的には改善している。今後も引き続き、県内全域の農業排水が流入する河川で対策を行っていく必要がある。また、アユなどの魚類は極端に透視度の低い水を忌避するといわれており、こうした日数を減らしていくことも重要である。このため、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」に位置づけ、農業濁水対策として以下の 5 点を重点的に実施していく。

- ① 全県での巡回パトロール。濁水流出防止チラシの全戸配布による啓発
- ② 「浅水代かき」、「直進アシスト機能付き田植機による降雨等で深水になっても、強制落水はしない移植の実践」など管理作業マニュアル（手順書）に基づいた農業濁水対策技術の普及
- ③ 「環境こだわり農業」や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進
- ④ 農業用水の反復利用や循環灌漑等による節水型・循環型ハード整備の推進
- ⑤ 農業排水の再利用に対する掛かり増し経費の支援

(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書) ～時期別のポイント～

これらの管理作業は、農業濁水防止のためだけでなく、水持ち改善による除草剤の効果向上、土壌の酸欠防止による生育改善につながるため、必ず実践ください。

①秋の管理作業（平耕起）

- 稲わらがきっちりとしき込まれる作業速度と耕深で実施。
- ロータリを用いる場合は、ほ場に水がたまるのを防止するため、土壌条件に応じた幅で平畦耕を実施。



②春の管理作業（あぜ塗り作業、春耕）

- あぜ塗り作業は、あぜの亀裂を防止するため、3月下旬以降の湿った土壌条件で実施。
- 雑草が発生している場合は、作業前に必ず除草する。



- 春耕は、砕土と抑草のため、乾いた土壌条件で2回程度実施。



③代かき作業（荒代、植代）

- 入水は、春耕で土塊を細かく砕いて、春雑草を抑えてから実施。
- 適量入水（土面が70%以上見える程度）で浅水代かきを実施。



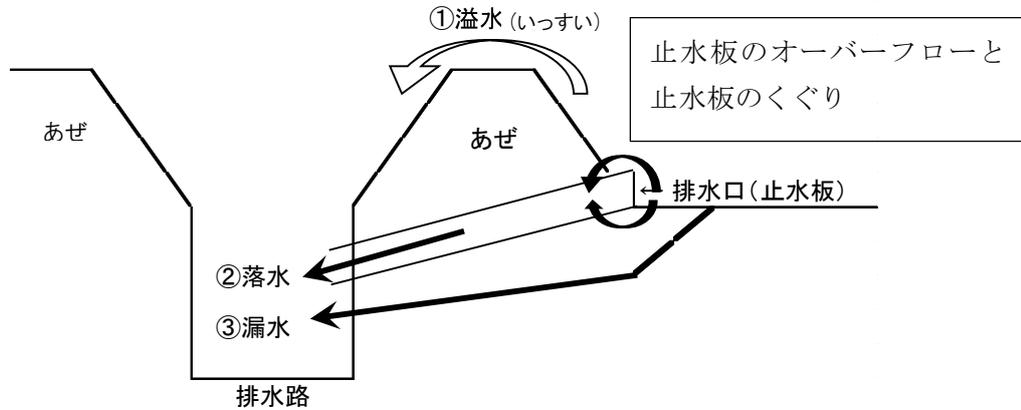
④田植え作業

- 植代から田植えまでは、原則、入水しない。
- かつ、降雨があっても落水しないことを実践。
- 田植え作業は、代かき後に田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施（水深3cm以下が目安）。



○ 農業濁水発生の原因と対応策

確認時期ごとに対応策を実施し、①～③の区分の濁水発生の防止に努めてください。



区分	原因	確認時期	対応策
① 溢水 (いっすい)	1 あぜの形成が不十分	入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
	2 深水による代かき	代かき時	・浅水代かきの励行
	3 降雨	入水後 随時	・溢水しない高さに止水板を設置
		代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		代かき後	・代かき後の未入水を励行
4 用水の入れっぱなし	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施	
② 落水	1 止水板の設置方法	入水後 随時	・止水板の周辺から漏水しないように止水板を設置確認
	2 代かき前の強制落水	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施
	3 田植え前の強制落水	代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		田植え時	・代かき後の未入水田植えを励行
③ 漏水	1 あぜやあぜ際からの漏水	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施
		入水前	・作付前に漏水箇所の点検と修繕
		入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
		入水前	・入水前にあぜ際をトラクタで踏圧
		入水前 から随時	・排水路のひび割れ・水漏れの点検および修繕
入水後 随時	・漏水状況把握のため、定期的には場巡回を実施		

○ 農業濁水防止のための作業法のチェックリスト

項目		技術実践前の留意事項	具体的技術のポイント		新技術等	
				チェック		
秋の管理 作業	点検	<ul style="list-style-type: none"> ・前作が畑作物の場合、夏場乾燥による畦畔崩れも確認。また、モグラ等の穴を念入りに確認。 ・前作が水稲の場合、前作で漏水した個所に目印を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・モグラ等のあぜ際の穴を補修 			
	秋耕	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリ耕では、ほ場条件に応じて畦耕(平面耕に溝を掘って排水を良くする)を実施し、冬季の湿潤状態を防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・平耕起(平面耕)による均平度の維持(ロータリ) ・深耕による稲わらの腐熟促進(ロータリ、パワーディスク、スタブルカルチ、プラウ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・レーザー均平機の利用 	
春の管理 作業	あぜ塗り	<ul style="list-style-type: none"> ・特に転作跡では、あぜ塗り作業を行う(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀裂防止のために3月下旬以降の作業 ・あぜに雑草が発生している場合は、作業前に草刈りを実施 ・乾いた土壌条件で作業を回避 			
	春耕	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の春耕は、抑草対策のため3月下旬から4月上旬に実施 ・入水前のロータリ耕で、高い碎土率の確保と春雑草の抑制 			
代かき 作業	荒代	<ul style="list-style-type: none"> ・土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・止水板の適切な設置によるオーバーフロー防止 ・入水前にあぜ際をトラクタで走行して後輪で踏圧 		<ul style="list-style-type: none"> ・下流域への濁水流出防止のための調整水田の設置 ・荒代後の石膏資材の散布 	
		(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・土面が70%以上の割合で作業を実施 			
	植代	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・代かきを植代1回で仕上げる場合は、土面70%以上の割合で作業を実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・代かき作業時のGPSガイダンスの利用
		<ul style="list-style-type: none"> ・水田ハローのポジション(耕深)を確認(水田ハローの爪は、ロータリ爪より短いため、ロータリによる荒代時のポジションでは浅すぎるため) ・土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒代後の植代の場合は、凸部の土面がわずかに見える水深で作業を実施 			
植代後		<ul style="list-style-type: none"> ・植代後には、田植前の強制落水を防止するために極力入水しないこと 				
田植え 作業	田植	<ul style="list-style-type: none"> ・田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施→地域の条件に応じて設定(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・強制落水なしに田植え作業を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・自動直進田植機(直進キー or GNSS)の利用 	
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・適切な作業計画の策定と実践(作業工程表の作成、営農管理システム等の活用) ・集落内での研修会の開催 ・水管理の状況把握のため、定期的なほ場巡回の実施 			

自動直進田植機(水深が深くても田植え可能)

◆技術概要

- 自動直進田植機はGPSを活用して自動で直進走行する。高度な技術を必要とせず、誰でも簡便に真っ直ぐな移植作業が可能。



◆効果

- 7～8cm程度の深水でも落水せずに田植えが可能。
- 生育・収量への影響なく、田植え前の強制落水を防止する効果がある。



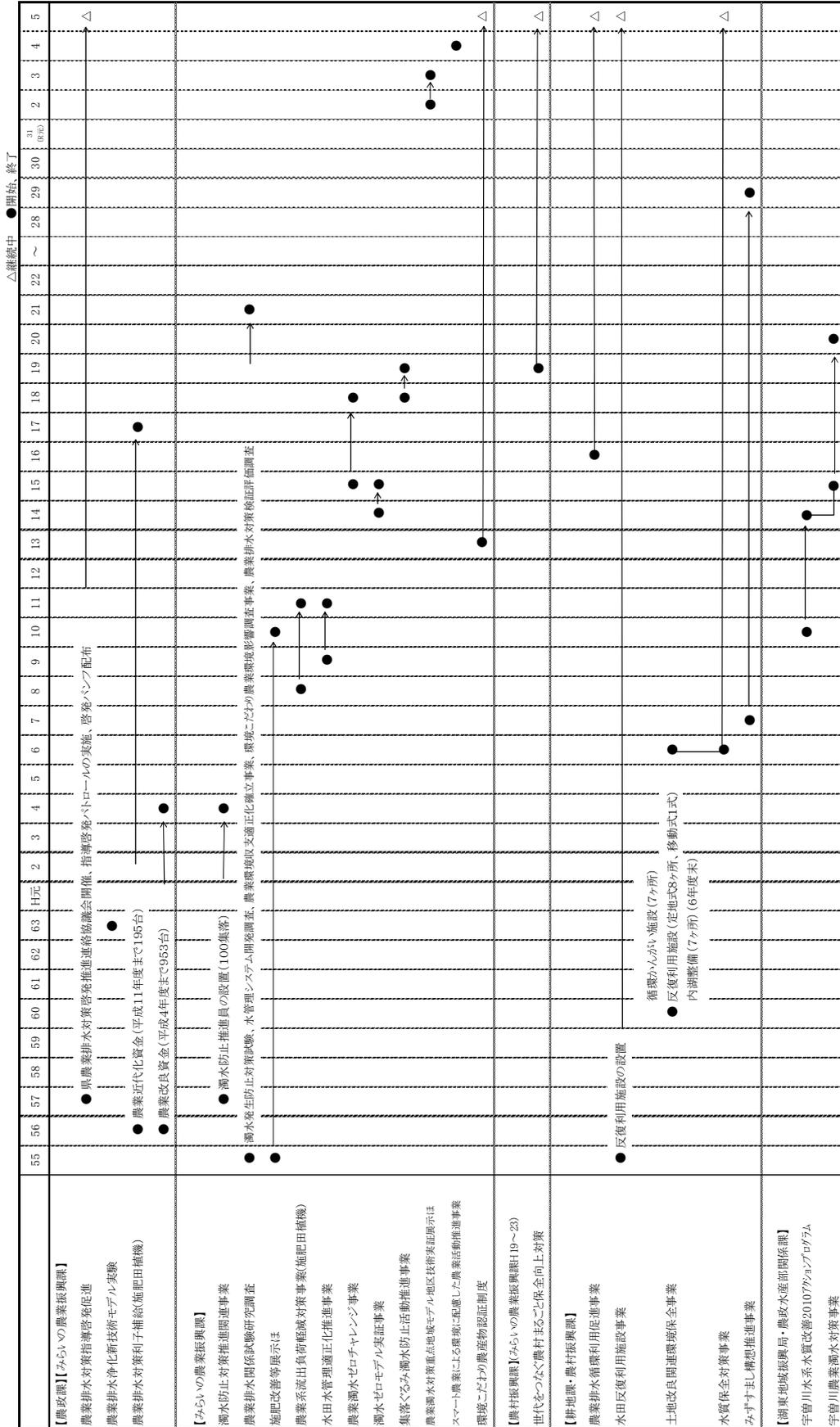
◆留意点

- 「農業濁水防止のための管理作業マニュアル※」(手順書)の実践を前提とし、降雨等で深水になった場合の強制落水を防止するための技術である。
- GPS搭載に掛かり増し経費として、約50万円/台が必要。
- 欠株防止のため、植え付け深の調整が必要。

※あぜ管理の徹底、浅水代かき、代かき後の管理 など

【参考】

これまで実施してきた農業排水対策の経過



普及現地情報



発信年月日：令和5年(2023年)4月18日
所属名：湖東農産普及課
番号：F23001
部門分類：110 稲
発信者名：長瀬

農業排水パトロールを開始しました！

4月17日、農業排水パトロールを開始しました。今年度は5月25日までパトロールを実施します。巡回初日の4月17日は、調査地点の透視度調査とともに、農業者への啓発活動を実施しました。

湖東地域では宇曾川とその支流の6河川および矢倉川で透視度調査を実施しています。例年、宇曾川とその支流は、好天つづきであっても田植え期間の透視度が10cm前後で推移し、透視度が極めて低いことが課題です。このため、宇曾川とその支流を重点的にパトロールしています。巡回初日の4月17日は、荒代かき作業中の強制落水を発見したため、農業者へ啓発を実施しました。しかし、浅水代かきをする意識はあるものの、代かき前の強制落水に対して問題意識を持っておられない様子でした。今後、自然減水による水位調整について一層の啓発が必要だと考えられます。

当課では、農業濁水流出防止に向け、パトロールとさらなる啓発の強化を図っていきます。



琵琶湖に流れ出る宇曾川の濁水



農業用排水路から河川に流れ込む濁水

普及現地情報



発信年月日：令和5年(2023年)4月25日
所属名：甲賀農産普及課
番号：C23001
部門分類：110(稲)
発信者名：野村

農家自ら「濁水流出防止」を呼びかける

4月20日に、甲賀町稲作経営者部会による「濁水防止キャンペーン」の広報活動が行われ、当課は広報車を活用し、啓発活動に参加しました。

甲賀町では、水稻の代かき作業の開始時期が周辺地域より早く始まることから、同部会は農家自らが町内を巡回して濁水防止を呼びかける「濁水防止キャンペーン」を毎年開催しています。

キャンペーンは、部会員の水稻農家5名が参加し総勢7名で、甲賀町内の各集落を軽トラック5台と当課の広報車でくまなく巡回し、濁水流出防止の広報活動を行いました。農業者からは、「気温が平年よりも高い影響か、いつもよりも代かき作業が進んでいる印象を受ける。」、「少ない水資源を活用するためにも、農業濁水の流出防止は大切。」との意見が出ました。

当課は関係機関等と連携しながら、今後も今回のように農家自らが啓発を行う、積極的な活動を支援していきます。



巡回中の様子

普及現地情報



発信年月日：令和5年(2023年)5月2日

所属名：湖東農産普及課

番号：F23002

部門分類：110 稲

発信者名：長瀬

農業排水対策研修会を開催！

4月28日、農業排水対策における関係機関の連携を深めるため、湖東地域農業センター水田部会にて農業排水対策研修会が開催されました。各市町・JA・湖東地域農業センター・当課で合わせて11名が参加され、当課からは管内の農業排水対策の現状・課題について説明し、情報共有を図りました。

当課からは、過去19年間の宇曾川水系の透視度データをもとに、これまでの農業排水対策の経緯と今後の課題を説明しました。その後、実際に参加者で宇曾川水系の上流から河口部までの透視度を測定し、農業排水による河川の濁りを体感していただきました。

参加者は農業排水対策に初めて関わる若手職員が多く、これまでの農業排水対策の取組内容や、今後の課題として河川の濁りが長期化していることを理解されました。また、実際に河川の濁りに触れることで、宇曾川水系の透視度調査や濁水防止の啓発活動に取り組む意義について、理解を深めていただくことができました。

当課では今後とも農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立に向け、各関係機関との情報・問題意識の共有化に努め、農業排水の軽減に向けてさらなる活動を行っていきます。



各市町・JAの参加者が宇曾川水系の透視度を測定

普及現地情報



発信年月日：令和5年(2023年)5月30日

所属名：湖東農産普及課

番号：F23003

部門分類：110 稲

発信者名：和田、栗山、長瀬

濁水を出さない農業技術の実演会を開催しました！

5月27日、湖東地域農業センターとの共催で「自動直進田植機」の実演会を甲良町金屋で開催し、農業者と関係機関合わせて約50名が参加されました。当日、参加者は実演の様子に興味深く見られていたほか、質問が多く出され、自動直進田植機による濁水流出防止に多くの関心が集まりました。

湖東地域では、宇曾川流域を中心に、琵琶湖への濁水の流入が問題となっています。そこで、濁水防止技術のさらなる普及推進を図るため、落水をせずに田植えが可能な「自動直進田植機」の実演会を開催しました。

当課からは今年度の農業排水パトロールでの透視度調査の結果など、濁水の状況を紹介し、参加者に濁水流出防止の重要性を訴えました。

また、メーカーから自動直進田植機の紹介と解説をしていただいたほか、実演いただいた(農)ファームかなやの農業者から、「導入によるメリットとして、ほ場の状態を問わず作業ができる。ストレスなく田植えができ、多くの方がオペレーターとして参加できる。」等を御紹介いただきました。参加者からは機械の価格や作業性についての質問が挙がり、関心の高さが伺えました。

当課では、今後も市町、JA等と情報や問題意識の共有を図りながら、濁水の軽減に向け農業者とともに一体となって取組を進めていきます。



自動直進田植機の実演

当課からの説明の様子

令和5年度
農業排水対策実績書

令和6年3月発行

編集発行 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

TEL 077-528-3842

FAX 077-528-4882

環境こだわり農業 琵琶湖とともに

Environmentally Conscious Agriculture, Together with Lake Biwa

滋賀県では、平成15年3月に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、消費者が求める安全で安心な農産物の供給と、琵琶湖等の環境保全を目指して取り組みを進めています。